

地方消費税率の引上げ分に係る使途の明確化について

平成26年4月1日より消費税率(国・地方)が5%から8%へ引き上げられ、さらに平成31年10月1日に8%から10%に引き上げられることに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

平成29年度東庄町一般会計決算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 95,514 千円

【歳出】 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 462,571 千円

(社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費)

【単位:千円】

区分	経費	財源内訳			
		特定財源		一般財源	
		国・県支出金	その他		消費税交付金 (社会保障財源化分)
① 社会福祉 (障がい者、障害児等)	678,073	461,978	50,905	165,190	34,109
② 社会保険 (国保、介護保険等)	351,248	66,369	0	284,879	58,823
③ 保健衛生 (予防接種、医療費助成等)	63,219	11,817	38,900	12,502	2,581
歳出合計	1,092,540	540,164	89,805	462,571	95,514

※各事業の地方消費税交付金(社会保障財源化分)充当額は、各事業費の一般財源額で按分